

【令和元年度予算：3.8億円 → 令和2年度予算（案）：3.8億円】

多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

<事業内容>

①ベビーシッター派遣事業（利用券発行枚数：令和2年度予算案：9.6万枚、平成30年度実績：4.9万枚）

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。（補助額2,200円／1回当たり、多胎児の場合は加算、多子家庭の場合1日子ども1人1枚使用可能）

②ベビーシッター研修事業（研修回数：令和2年度予算案：16回、平成30年度実績：16回）

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

<実施主体> 公募団体（独立行政法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人 等）

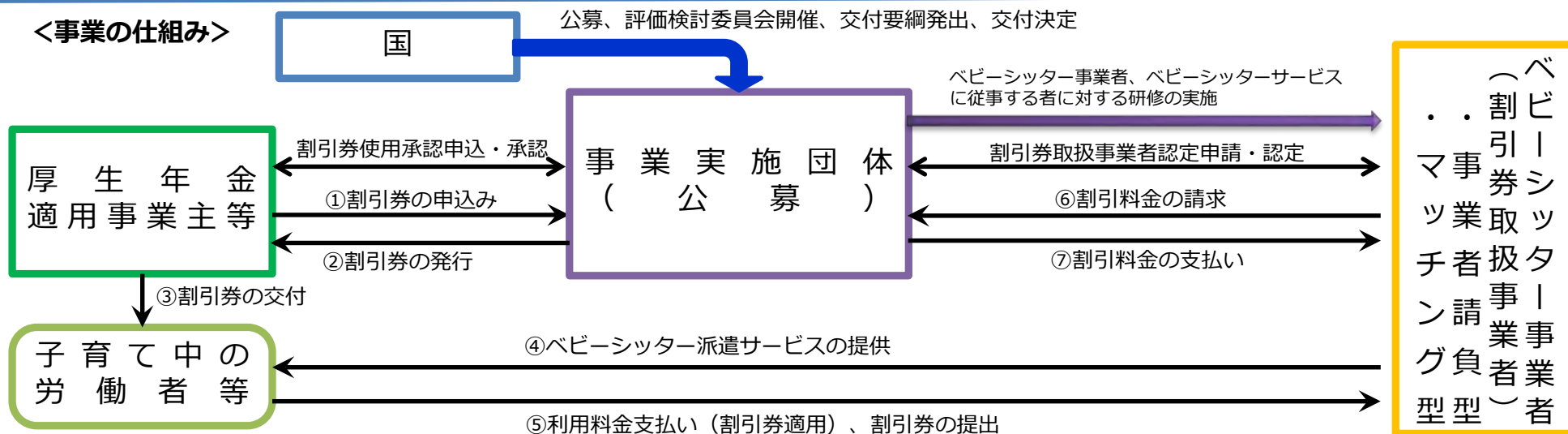
<補助単価>

①ベビーシッター派遣事業 事業費：300,269千円 事務費：34,465千円

②ベビーシッター研修事業 事業費：26,046千円 事務費：19,685千円

<補助率> 定額（10／10相当）

<事業の仕組み>




幼児教育・保育の無償化に伴う「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」の改正について

幼児教育・保育の無償化（令和元年10月1日から）


- ベビーシッターを含む認可外保育施設は、無償化の対象。
- 無償化の対象となるためには、個人のベビーシッターを含め、事業者が児童福祉法に基づく届出を行い、かつ原則、認可外保育施設指導監督基準を満たす必要がある。
 - ※ 5年間は、届出を行えば、基準を満たさない場合でも無償化の対象とする猶予期間あり。
この猶予期間中、市町村は条例により、指導監督基準までの範囲で、対象を限定することが可能。
- ベビーシッターの指導監督基準（保育士、看護師又は一定の研修の受講）を創設。

【令和元年10月1日施行の改正内容】

1. 事業者請負型（従前から対象）の質の確保

- 現在、割引券取扱事業者のベビーシッターのうち1/3以上が有資格者又は一定の研修を受講している。
- 割引券使用に係るベビーシッターは、全員が指導監督基準を満たすこととする。
- 現在、割引券を使用して利用しているベビーシッターについては、令和2年度末までの猶予期間を設ける。

2. マッチング型の追加による利便性向上

- 現在、ベビーシッター事業者が雇用又は委託したベビーシッターが対象。
- 利用者の利便性向上の観点から「マッチング型事業者」を追加する。
- 質の確保のため事業者請負型と同様に
 - ・ベビーシッターの指導監督基準
 - ・賠償責任保険及び傷害保険への加入等の要件を満たすとともに、
 - ・「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」の適合を求める。

3. 無償化に伴う領収書の記載方法

- 本事業における割引券を利用する場合、ベビーシッターの料金から割引券の金額（2,200円等）を控除した額が無償化の対象となり得る。 ※認可外保育施設等の利用料と合わせて、3歳～5歳は月額3.7万円を限度に償還払いで給付される。
- 領収書において、割引券の金額とそれ以外の金額を判別できるようにする。